

第 2 回臨時会議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて

第 4 議案第 30 号 長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業に係る設計施工
一括業務請負契約の締結について

第 5 議案第 31 号 いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 32 号 長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定期間の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第1号（4月28日）（月曜）

出席議員 14名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	14番	原口政敏君
6番	松崎幹夫君	15番	福田清宏君
7番	田中和矢君	16番	中里純人君
8番	(欠員)		

欠席議員 1名

13番 下迫田良信君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神蘭敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原聖君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財 政 課 長	神 蘭 正 樹 君
副 市	長	出水喜三彦君	教 育 総 務 課 長	吉 永 康 彦 君
教 育	長	相良一洋君	消 防 長	上 夷 征 史 君
総 務 課 長	長	畑正博君	都 市 建 設 課 長	吉 見 和 幸 君
企 画 政 策 課 長	長	山崎達治君		

令和7年4月28日午前10時00分開会

△開 会

○議長（中里純人君） これから令和7年第2回いちき串木野市議会臨時会を開会します。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和6年度2月分の例月出納検査の結果の写しをお手元に配付してあります。また、鹿児島県市議会議長会定期総会出席報告についても、その写しを配付してあります。

△開 議

○議長（中里純人君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中里純人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、田中和矢議員、大六野一美議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（中里純人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日から5月2日までの5日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、今臨時会の会期は、本日から5月2日までの5日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第6

議案第29号～議案第32号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第3、議案第29号から日程第6、議案第32号までを一括して議題と

します。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） おはようございます。

令和7年第2回いちき串木野市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

専決処分した内容は、令和7年度以降の国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額を24万円から26万円に引き上げるとともに、低所得世帯の負担軽減拡充を図るため、軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

議案第30号長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業に係る設計施工一括業務請負契約の締結についてであります。

長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業に係る設計施工一括業務については、令和6年6月19日に公募型プロポーザルの選定委員会を開催し、大和リースグループを優先交渉権者に決定いたしました。主な財源として活用するため、先に国に申請しておりました新しい地方経済・生活環境創生交付金が令和7年4月1日付で交付決定されたことに伴い、契約金額6億9,511万2,000円で鹿児島市与次郎一丁目12番20号、大和リースグループ代表企業、大和リース株式会社鹿児島支店、支店長内門康広と仮契約を締結いたしましたので、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号いちき串木野市都市公園条例の一部を

改正する条例の制定についてであります。

長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業の実施に伴い、長崎鼻公園ソフトボール場を廃止するため改正しようとするものであります。

議案第32号長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定期間の変更についてであります。

長崎鼻公園ソフトボール場の廃止に伴い、指定管理者の指定期間の変更を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

まず、議案第29号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

○14番（原口政敏君） ちょっと市長にお伺いしますが、基金から1年に1億円ずつ取り崩しておりますね。たしか4年くらいなと思うんですが、そうしますと、基金があと3億8,000万円だったかな。3年くらいでもうなくなるわけですよね、基金が、ゼロになります。そこで、1市8町でこのことについて何か協議をしているようなことを、市長、聞いているんですが、国保税についてですね。その市長会のこの議題は出ていませんか。何か国に、保険税について上げるという話合いを持っていらないかということを知りたいんですが、その事実はございませんか。

○副市長（出水喜三彦君） 今回のこの議案自体は国のほうの制度改正によりまして、一つは中間層の緩和ということと、低所得者の拡充という形で承認を求めるものでございます。

今ございました国保税に関しましては、現在、鹿児島県内において保険料の統一に向けた動き、この中で鹿児島医療圏がまず第1弾、令和9年度、こういった動きがございまして、当然その中で国保運営に係る財源の確保については、例年、市長会等を通じて国への要望をしているところでございます。

○14番（原口政敏君） 基金がたしか3億8,000万円かな、しかないと思っておりますが、あと3年したらなくなるんですよね、1年に1億円取り崩してい

ってますから。そうでしょう。そうしますと、それから先のことをやっぱり考えないかんと思うんですよね。今は3億幾らあるんだけど、1年に1億円ずつ取り崩して、今、3年か4年かな、になると思っておりますので。3億7、8,000万円だったと思いますが、基金が、もう3年したらなくなりますよ。取り崩しているということを知っていますか、副市長。国保の基金から毎年1億円ずつ取り崩しているんだと知ってるの、あんた。回答してごらん、知ってるか。

○副市長（出水喜三彦君） 基金のほうですけれども、3月の議会におきまして、納付金の令和7、8年というものの減額が見込まれる、こういうことで、料率を減らした上で、そこの財源につきましては基金を取り崩してということで提案をさせていただきます。そこが令和8年度までを見越してという、その中で3億余りの基金をなお持っている、このような状況でございますので、その後につきましては、先ほど申し上げました保険料率の統一に向けた動きの中で適宜試算をしながら進めてまいりたいと思います。

○14番（原口政敏君） もう最後の質問だからね。たしか、副市長がおっしゃるとおり、取り崩していつて何とか国保税を賄っているんですよね。だから、その後の基金がなくなったことを考えないかね。今からやっぱり計画していかないけませんので、御検討していただきたいと思っております。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○3番（高木章次君） 長崎鼻公園……。

○議長（中里純人君） 高木議員、今、違います。29号です。

○3番（高木章次君） すいません。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業に係る設計施工一括業務請負契約の締結について、質疑はありませんか。

○3番（高木章次君） 誘客交流というように書かれていますが、これに関して説明をお願いしたいん

ですが、誘客交流ということは具体的にはどういうことなんでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 誘客交流関係につきましては、主に子育てゾーンで想定しているものでございます。子育てサポートの機能として、全天候型の遊具を備えた幼児用のにぎわい施設、それと、軽い飲食ができる、そういう施設を検討しているところでございます。

○3番（高木章次君） そうすると、何か商業的な利益が発生するということではないと考えていいんでしょうか。誘客という言葉でちょっと商業的な意味合いを感じたんですが、それは別にないということではないんですか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 今回、主な整備の目的としてるのは誘客、そういうのはありますが、これは公園を多くの方に利用していただきたい、これは市内外問わずに多くの方に利用していただけるような施設の一環として考えているものでございます。

○3番（高木章次君） 予算なんですけれども、6億9,511万2,000円ということで、これは当初からの計画予算金額なんでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 今回提案している額につきましては、基本設計がまとまりましたので、その基本設計を基に積算しておりますが、内容につきましては、エリアマネジメントで実施しておりますワークショップ等で出された要望等を反映したものとなっているところでございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○2番（西田憲智君） 誘客はもとより、市民の皆さんにも、どの世代に関しても喜んで期待される公園になるべきだと期待をしているところでございますが、今回、約7億弱の契約を、今回一括ということで契約する中で、地元の企業というのが関われる、そういった契約となっているのか教えてください。

○都市建設課長（吉見和幸君） 今回の契約の相手方は大和リースグループが代表企業となっております。ほか4社の企業がグループとして契約の相手方となっているところでございます。そのほかにも、

市内でできる作業、または市内で調達できる資材などにつきましては、このグループに市内で調達していただけるように協力をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○2番（西田憲智君） 今、課長から説明ありましたように、議員全員協議会の中でもその4社の企業は公表されましたが、その他の市内の事業所もこのように大きな事業がなかなか例年発注されない中で、本当に地元の中で経営をしていくのが大変な状況だと感じています。したがって、施工、資材調達、リース等も含めて、少しでも多くの市内事業者がこの公園整備に関わっていただけるような、決して努力義務ではなくて、しっかりとこの市内業者に関わってもらう、そういった契約内容に話がいけばいいなと思っておりますので、また検討していただきたいと思います。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

○7番（田中和矢君） 今回の契約の締結についてということで、ちょっとそぐわないかもしれませんが、先日、4月21日付のいちき串木野市の広報を見た、現在、子育て中の方々から何名か言われたことが、わんぱくゾーンの中に遊具等の具体的なものが紹介されていないと。今日は契約のことを審議する臨時会なんでちょっと問題あるかもしれませんが、子育て中の方々が、遊具をどのようなものがあるのか具体的に知りたいということがたくさん聞かれます。現段階では、そのようなものはまだ紹介するという状況ではないのでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 今、タブレットのほうにその広報紙のほうを送信させていただきました。見ていただきますと、右下の③、これがわんぱくゾーンに設置する予定としております遊具でございます。あと、その左側②で示してございますちびっこゾーン内に設置するインクルーシブ遊具、そういったものは基本設計で大体検討したところでございます。今後は実施設計をする上でどのような形でどこに設置するかということを検討していきたいと考えているところでございます。

○7番（田中和矢君） 今、課長がおっしゃったことは確かにこの広報の中にも出てます。ほんの少し

なんで、もう少し具体的な、こういったものを設置したい、取り入れたいというようなことを他のこういった施設の中からよく見ていただいて、現在求められている子育て中のお母さん、お父さん方が望んでおられる、そういったものを発表する機会っていうのはいつ頃にはできるんでしょう。これ、少し、二つだけ抽象的な紹介しかないんで、それを知りたいということのようです。どうでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 現段階はこの広報の上を書いてございます基本設計によってつくったイメージ図でございますので、今後、議決いただき次第、実施設計に取りかかってまいります。実施設計にかかるとより具体的な計画になると思いますので、計画がまとまり次第、またエリアマネジメントで実施しますワークショップ等で皆さんに見ていただいた上で、市民の皆様方にも何らかの方法で伝えていきたいと考えてところでございます。

○議長（中里純人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号長崎鼻公園ソフトボール場の指定管理者の指定期間の変更について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案については、議案第29号を除き、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

なお、議案第29号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論・採決に入ります。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（中里純人君） 本日はこれで散会します。

散会 午前10時21分